

国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書



日頃は、私学助成の拡充と私学振興に対して、格別のご配慮をいただき、心より感謝申し上げます。

この度、国に対して、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じます。格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

《請願事項》

一、国に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出して下さい。

- ① 父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充すること
- ② 国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること

《請願趣旨》

昨年度、財務省「概算要求基準」が内閣了解され、私学経常費助成予算についてもマイナス10%シーリングがかけられましたが、全国の私学関係者、国会議員・各自治体の議会関係者をはじめ、幅広い皆様のご尽力により、私学関係予算は高校以下についても約1億円増、経常費助成の高校生一人当たり単価は4091増、中学生一人当たり単価についても3655円増額していただくことができました。

また、私立高校に子どもを通わせる家庭に対する「就学支援金」については、平成26年から、年収250万円以下の家庭には29万7000円、年収350万円以下の家庭には23万7600円、年収590万円以下の家庭には17万8200円、年収910万円以下には11万8800円を給付する制度が始められ、非課税世帯への奨学給付金制度や、私立中学生に対して年収400万円未満の家庭に年間10万円を給付する制度も始められました。これらの制度によって、全国の学費滞納・経済的理由による退学者は、リーマンショック（2008年）直後の半数となり、初めて1%を切って過去最低になりました（全国私教連調査）。国の私学助成政策は、私学に通う生徒・父母にとって、着実な成果を生んでいます。

しかし、年収910万円以下が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と、入学金や施設設備費等も含め初年度納付金で約65万円（愛知県私立高校平均）の学費を負担しなければならない私立高校との間では、学費負担の格差はあまりにも大きく、今なお、子どもたちは学費の心配をせずに私学を自由に選ぶことができません。

昨年10月の総選挙では、全ての政党が「教育費無償化」「私学の無償化」を公約に掲げ、12月には政府も消費増税による「2兆円パッケージ」として「年収590万円以下の私立高校無償化」の制度設計を発表しました。これを受けて、神奈川県では今年度から「年収590万円以下の授業料無償化」を先行実施し、大阪（年収610万円以下の学納金無償化）・東京（年収760万円以下の授業料無償化）・埼玉（年収500万円以下の学納金無償化）など、私立高校の無償化は、全国的な潮流となっています。

私学も公立と同じ公教育です。学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、喫緊の課題となっています。

また、財政が不安定な私学では、経営に対する不安から「一年契約の期限付き教員」の採用が増え、各学園の教育

を揺るがしかねない事態も広がっています。私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していただくことが求められています。

「いじめ」や「不登校」などの社会問題に加え、文科省も「生きる力」「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」を提唱し、今や“教育改革は待ったなし”と言われています。このような時こそ、私学は人々の期待に応え、建学の精神に基づく自由な公教育機関として、その役割を発揮していかなければなりません。そのためには、私学助成の拡充によって学費と教育条件の公私格差を抜本的に是正し、「私学選択の自由」を実現していくことが不可欠です。

貴職に置かれましては、以上の趣旨を深くご理解いただき、上記の請願項目につきまして、国に対して意見書を提出いただけますよう、切にお願い申し上げます。

平成30年 8 月 20 日

請願者代表

住 所 岩倉市 [REDACTED]

氏 名 森 喜代子 [REDACTED]

電 話 [REDACTED]

取り扱い団体

私学をよくする愛知父母懇談会 [REDACTED]

会 長 折出 健二 [REDACTED]

愛知私学助成をすすめる会 [REDACTED]

会 長 寺田 京子 [REDACTED]

紹介議員

塚本秋雄

梅村 均

柳谷 規子

相原 俊一

岩倉市議会

議 長 黒川 武 殿

国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ私立高校生に対する「就学支援金」については、平成26年から、年収250万円以下の家庭には29万7000円、年収350万円以下の家庭には23万7600円、年収590万円以下の家庭には17万8200円、年収910万円以下には11万8800円を給付する制度が始められ、非課税世帯への奨学給付金制度とも相まって、学費滞納・経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、これまでの国の私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円以下が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と、入学金や施設設備費等も含め初年度納付金で約65万円（愛知県私立高校平均）の学費を負担しなければならない私立高校との間では、学費負担の格差はあまりにも大きく、子どもたちは学費の心配をせずに私学を自由に選ぶことができず、「公私両輪体制」にとって極めていびつな事態は解消されていない。

昨年10月の総選挙では、全ての政党が「教育費無償化」「私学の無償化」を公約に掲げ、12月には政府も消費税増税による「2兆円パッケージ」として「年収590万円以下の私立高校無償化」の制度設計を発表した。これを受けて、神奈川県では今年度から「年収590万円以下の授業料無償化」を先行実施し、大阪（年収610万円以下の学費無償化）・東京（年収760万円以下の授業料無償化）・埼玉（年収500万円以下の学費無償化）など、私立高校の無償化は全国的な潮流となっている。

愛知県においても、高校生の3人に1人が私学に通っている。90%以上が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、喫緊の課題となっている。

また、財政が不安定な私学では、経営に対する不安から「一年契約の期限付き教員」の採用が増え、各学園の教育を揺るがしかねない事態も広がっている。私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

平成30年 月 日

議会

議長

